

# 商品概要説明書

## 大口定期貯金

(令和8年4月1日現在)

商品名	・スーパー定期貯金（相続貯金） （愛称：次世代応援定期貯金）
ご利用いただける方	相続完了時から3ヶ月以内の相続人
期間	・ 定型方式 1年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上ただし、相続貯金の範囲内とします。 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利  （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金  （5）金利情報の 入手方法	・ 預入時の大口定期貯金1年ものの店頭表示利率+0.15%した利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の適用金利は、継続日におけるこの定期貯金の店頭表示金利となります。 ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利については窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・ マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 （2）預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ ・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解

	約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店また金融部 (電話 : 0596-62-1123) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所 (電話 : 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター (電話 : 052-203-1777) 民間総合調停センター (大阪府) ※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。</li> </ul>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取り扱いを中止」することがあります。</li> <li>・ 窓口のみでの取り扱いとなります。</li> <li>・ 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・ 証書式とします。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。